

令和 5年 4月 17日

保 護 者 様

浦安市立入船中学校
校長 井上 忠久

就学援助制度の周知について

浦安市教育委員会から、令和5年度就学援助制度の周知を図るよう依頼がありました。
申請を希望される方は、申請用紙をお渡しします。申請日により受けられる経費が変わりますのでお早めに担任または事務室までお申し出ください。
なお、令和4年度対象者の方にはすでに提出していただいております。

保護者の皆様へ

浦安市教育委員会

令和5年度 ◇就学援助制度のお知らせ◇

本制度は、経済的な理由により、お子さんを公立小・中学校へ通学させるのにお困りのご家庭に対して、学校で必要となる経費の一部（援助費目）を援助する制度です。

1. 申請できる対象者と申請に必要な書類について

浦安市に住民登録があり、浦安市立の小学校又は、中学校に通学する児童・生徒がいる世帯で、以下の表中、申請区分①～③のいずれかに該当する場合は、就学援助申請書に、以下の表中、添付書類を添えて申請（就学援助申請書や添付書類の同意書は、各小・中学校にあります。）してください。
※申請に必要な書類は、児童・生徒一人につき、一式ずつ必要です。

なお、前年度に認定を受けていた方で、今年度も引き続き、希望される場合についても改めて申請が必要になります。

申請区分	添付書類（就学援助申請書の他必要な書類）	補足説明（*）
①生活保護を受けている	なし	
②児童扶養手当が支給されている	児童扶養手当証書の写し * (有効期限、受給者氏名が確認できる部分)	ひとり親家庭等が対象。 児童手当とは異なります。
③経済的事情から児童生徒の就学が困難である。 (世帯員の合計収入金額が認定基準以下の場合、認定となります。) ※参照：裏面5. 認定基準となる収入の参考例	以下のA～Bの書類を添付してください。 A 成人（大学生を除く）の同居者全員が署名した同意書または 令和4年度（令和3年分）市・県民税 課税非課税証明書 * B 賃貸借契約書の写し（賃貸住宅に限る）	課税非課税証明書は、令和4年1月1日時点で、浦安市に住民票がない場合、住民票があった自治体で取得してください。

※新型コロナウイルスの影響により、前年度と比較して、収入が著しく減少する見込みの方については、浦安市教育委員会学務課（047-712-6742）までご相談ください。

2. 申請書の提出先と最終受付日について

提出先：通学している浦安市立の小学校又は、中学校まで提出してください。

※兄弟姉妹が別々の小・中学校に在籍している場合は、各学校に提出してください。

最終受付日：令和6年3月1日（金）（学校から学務課への最終提出日）

※一部の援助費目は、認定月によって支給を受けられないものもございますので、希望者は速やかに申請してください。（詳しくは、裏面の“【参考】援助費目について”をご確認ください）

3. 申請結果の通知について

保護者に対し、認定・否認定の結果を文書にて通知します。

4. 援助費目の内容と支給時期について

認定を受けた場合、裏面のとおり、援助費目を支給します。

支給は年4回（6月、9月、12月、3月）、通学している小学校又は、中学校の学校長を通じて、保護者の指定口座に振り込みます。※認定月に応じて、支給費目があった場合に振り込むため、

必ず年4回支給があるわけではありません。

【参考】 援助費目について

援助費目	援助内容			
新入学学用品費 ※1 (4月認定者のみ支給、入学前支給者除く)	小学校1年生	54,060円	中学校1年生	63,000円
学用品費・通学用品費 <年額> (年度途中認定者は月割りで支給)	小学校 1年生	11,630円	中学校 1年生	22,730円
	2~6年生	13,900円	2~3年生	25,000円
修学旅行費 ※2 (実施前の認定者のみ支給)	①対象者：小学校6年生・中学校3年生 ②援助額：交通費・宿泊費・見学科などの実費			
林間学校費 (実施前の認定者のみ支給)	①対象者：小学校5年生・中学校2年生 ②支給額：交通費・宿泊費・見学科などの実費			
校外活動費 <宿泊なし> ※2 (実施前の認定者のみ支給)	①対象者：全学年 ②支給額：交通費・見学科などの実費			
医療費 ※2	①対象者：学校の定期健康診断で、学校保健安全法で定められた疾病の治療の指示(医療券の配布)を受けた者 ②支給額：治療費(保険診療の自己負担分)の実費			
給食費	①対象者：全学年 ②支給額：認定月より教育委員会が実費負担			
卒業アルバム費 ※2	①対象者：小学校6年生・中学校3年生 ②支給額：卒業アルバム代の実費			

※1 前年度中に入学準備金として入学前支給を受けた方は、支給対象外となります。支給されていない方も、4月末までに学校に申請書を提出しない場合は支給対象となりません。

※2 生活保護を受けている方は、当該費目のみ支給されます。その他費目は生活保護費から支給されません。

5. 認定基準となる収入の参考例(金額は目安になります。)

認定基準となる収入金額は、世帯の人数や年齢構成、持ち家・賃貸住宅などによって異なります。詳しくは、以下の表を参照してください。(同居の世帯全員の合計収入金額が認定基準以下の場合に、援助費支給の対象となります。)

世帯人員	世帯構成	合計収入金額 (持ち家の場合)	合計収入金額 (賃貸住宅の場合)
2人	大人1人・小学生1人	215万円程度	310万円程度
	大人1人・中学生1人	235万円程度	330万円程度
3人	大人1人・小学生1人・未就学児1人	260万円程度	350万円程度
	大人1人・中学生2人	345万円程度	440万円程度
3人	大人2人・小学生1人	280万円程度	380万円程度
	大人2人・中学生1人	300万円程度	395万円程度
4人	大人2人・中学生1人・小学生1人	390万円程度	485万円程度

注記：給与所得の方は「給与所得控除前の金額」、事業所得の方は「総収入」の金額です。

【問い合わせ先】 〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所7階
浦安市教育委員会 学務課 学務係 (土日祝を除く 8:30~17:00)
電話：047-712-6742(直通) 047-351-1111(代表)